

大分県報

令和七年
第五八四号
二月十八日

（火曜日）

目次

告示

- 生活保護法等による医療機関の指定……………一
- 青少年に有害な興行の指定……………二
- 土地改良法による換地処分……………二
- 付保義務の発生（十三件）……………二

○告示

大分県告示第六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

令和七年二月十八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
たていし薬局本店	有限会社たていし薬局	別府市鶴見六組一	令六・二二・一
あうる訪問看護ステーション	株式会社O.W.L	由布市挾間町下市四五二番地スカイハウス二―B	令六・一一・一五
児玉病院	医療法人聡明会	別府市亀川四の湯町五番一九号	令七・一一・一
医療法人餅ヶ浜医院	医療法人餅ヶ浜医院	別府市餅ヶ浜町五番三九号	令七・一一・一

令和七年二月十八日

大分県報（告示）

フレンド歯科	医療法人ハートニング・ヘルスケア	豊後大野市三重町赤嶺二〇五六番地	令七・一一・一
有限会社よろずや薬局	有限会社よろずや薬局	別府市大字鉄輪二四九番地の五	令七・一一・一
an調剤薬局やまなみ店	有限会社環	別府市南立石二四一番一八	令七・一一・一
一丁目薬局	クオール株式会社	中津市中央町一―七三八―一	令七・一一・一
佐伯センター調剤	株式会社下川薬局	佐伯市中村東町二番一〇二	令七・一一・一
杵築中央病院訪問看護ステーション	医療法人恵友会	杵築市大字杵築二二〇番地	令六・九・一
社会医療法人婦巖会みえ病院清川巡回診療所	社会医療法人婦巖会	豊後大野市清川町砂田一八七七―三	令六・四・一
農協共済別府リハビリテーションセンター	社会福祉法人農協共済別府リハビリテーションセンター	別府市大字鶴見一〇二六番地一〇	令六・四・一
石垣病院	医療法人顕秀会	別府市大字鶴見一二番地の一	令六・四・一
大分県済生会日田病院無医地区巡回診療所	社会福祉法人恩賜財団済生会支部大分県済生会	日田市大字三和六四三―七	令六・四・一
西田病院	医療法人慈恵会	佐伯市鶴岡西町二丁目二六六番地	令六・四・一
天心堂おの診療所	社会医療法人財団天心堂	豊後大野市大野町田中二番九	令六・四・一
医療法人秋本歯科医院	医療法人秋本歯科医院	別府市大字鉄輪六八一番地	令六・四・一
イイダ歯科	飯田 哲也	別府市上人仲町一―四	令六・四・一
和田歯科医院	和田 孝介	中津市島田七八六の一	令六・四・一
安藤歯科医院	安藤 淳一	臼杵市平清水一三組	令六・四・一

岡田内科クリニ ック	医療法人岡田内 科クリニック	速見郡日出町三九〇二番地二	令 五・五・一
---------------	-------------------	---------------	---------

大分県告示第六十七号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。

令和七年二月十八日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

指定年月日	種 類	題 名	制 作 社 名 又は配給社名	指 定 理 由
令七・ 二・四	映 画	むちゃ振り開花中 浮気っ娘と火 照り妻	オーピー映画	著しく青少年 の性的感情を刺 激し、その健全 な育成を害する おそれがある。
〃	〃	液	新東宝映画	
〃	〃	野獣の性欲 姉妹絶頂	新東宝映画	
〃	〃	ヌギヌギパニック 脱ぎたい女	オーピー映画	

大分県告示第六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営中山間地域総合整備事業ゆめタウンここのえ二期地区田尻工区の換地処分をした。

令和七年二月十八日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県告示第六十九号

姫島加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和七年二月十八日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県告示第七十号

国見町加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和七年二月十八日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県告示第七十一号

国東町加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和七年二月十八日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県告示第七十二号

武蔵町加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和七年二月十八日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県告示第七十三号

奈狩江加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和七年二月十八日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県告示第七十四号

保戸島加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和七年二月十八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県告示第七十五号

上浦町加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和七年二月十八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県告示第七十六号

西上浦加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和七年二月十八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県告示第七十七号

鶴見加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和七年二月十八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県告示第七十八号

中浦加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和七年二月十八日

大分県告示第七十九号

大島加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和七年二月十八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県告示第八十号

下入津加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和七年二月十八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県告示第八十一号

蒲江町加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和七年二月十八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

令和七年二月十八日

大分県報（告示）